

名簿登録地以外の市区町村での不在者投票



大分市の選挙人名簿に登録されている人（大分市で住民票を登録している人）が、**仕事**や**旅行**等で選挙期日に大分市に帰ってくるできない場合は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。



手続きの流れ

ダウンロード↓



1 不在者投票用紙を請求

大分市のホームページから不在者投票請求書兼宣誓書の用紙をダウンロードし印刷してください。必要事項を記入して、大分市の選挙管理委員会まで郵送か持参してください。（FAX やメールは不可）



2 大分市選挙管理委員会が投票用紙等一式の入った封筒を有権者に郵送

郵送する封筒の中には通知文と内封筒が入っています。内封筒は絶対に開封しないでください。投票用紙にあらかじめ記入した場合は、無効になりますのでご注意ください。



3 最寄りの選挙管理委員会で投票

届いた書類一式を持って、最寄りの選挙管理委員会に行き、投票します。投票した市区町村の選挙管理委員会から大分市選挙管理委員会へ投票済の投票用紙が郵送されてきます。



ご注意

- ・滞在地の市区町村で選挙が行われていない場合は、当該市区町村選挙管理委員会の執務時間内のみ受付可能です。受付時間については事前に不在者投票をする選挙管理委員会に確認してください。
- ・この不在者投票は、選挙の公示日又は告示日の翌日から投票日の前日まで可能ですが、書類のやりとりを郵送で行うため日数を要します。早めに選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。
- ・大分市に仕事や旅行等で滞在しており、選挙人名簿登録地から投票用紙等を取り寄せた方が、大分市内で不在者投票する場合は、大分市選挙管理委員会（市役所第2庁舎6階）でのみ投票できます。支所では投票できません。

【お問合せ先】大分市選挙管理委員会事務局（第2庁舎6階）〒870-8504 大分県大分市荷揚町2-31

TEL : 097-537-5652

FAX : 097-537-5585

mail : senkan@city.oita.oita.jp